

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	60,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	231百万円	44.83%
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699百万インドネシアルピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227百万ベトナムドン	22.08%
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,078百万シンガポールドル	21.75%

(注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等13社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社およびSingapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等2社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2021年7月1日	当社の関連法人等である株式会社エーエージェントは、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループに社名変更しました。
2021年9月30日	当社の関連法人等であるAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.はSingapore Life Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は245百万シンガポールドルから260百万シンガポールドルへ増加しました。
2021年10月21日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Investment Management Real Estate Holdings, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2021年10月22日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Investment Management Real Estate Investors, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2021年12月10日	当社の子会社であるSymetra Financial Corporationは4445 Lamont Properties, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2022年1月1日	当社の関連法人等であるAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.に社名変更しました。
2022年1月1日	当社の関連法人等であるSingapore Life Pte. Ltd.は、Singlife Financial Pte. Ltd.に社名変更しました。
2022年1月1日	当社の関連法人等であるAviva Ltdは、Singapore Life Ltd.に社名変更しました。
2022年3月17日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2022年3月18日	当社は、アイアル少額短期保険株式会社の株式を追加取得し、同社は当社の完全子会社となりました。
2022年3月29日	当社は、既存株主からの株式買取りによりSingapore Life Holdings Pte. Ltd.への出資割合を20.75%から21.75%へ増加させました。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員等の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 雅博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高田 幸徳*	取締役 指名委員 報酬委員	・一般社団法人生命保険協会 会長	
長瀧 研一	取締役 監査委員		
角 英幸*	取締役		
日下 和彦*	取締役		
山下 徹	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役	
釜 和明	取締役 (社外役員) 監査委員長	・株式会社IHI 特別顧問 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役	
森 公高	取締役 (社外役員) 監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山 登志子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山本 謙三	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
岡 正晶	取締役 (社外役員) (監査委員)		2021年8月31日辞任

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役 (年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 雅博*	代表執行役		
高田 幸徳*	代表執行役社長	・「a. 取締役」参照	
角 英幸*	代表執行役専務	[調査広報部、企画部、主計部、経理部]担当	
日下 和彦*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
北越 浩和	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、第1総合法人部、都心総合法人部]担当	
栄森 剛志	執行役常務	[国際業務部、商品部、財務部、事業企画部]担当	
松本 巖	執行役常務	[運用企画部、ALM証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当	
百合 達哉	執行役常務	[総務部、人事部、不動産部]担当	
岩井 豊城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当	
堀江 喜義	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、都心総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、すみれい事業部]担当	
松本 誠	執行役常務	[リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、運用審査部、運用管理部]担当	
汐満 達	執行役常務	[CX企画部、新規ビジネス企画部、情報システム部]担当	

(注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
 2. 2022年3月31日の終了をもって、執行役専務北越浩和は、執行役を辞任しました。
 3. 2022年4月1日付で、執行役常務栄森剛志は執行役専務に、藤秀社および香山真は執行役常務に就任しました。

(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	10	205
執行役	16	1,101
計	26	1,306

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2021年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2021年度中に報酬を支給した者(取締役4名、執行役4名)を含んでおります。
 2. 報酬の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」

<p>1. 基本方針 執行役および取締役の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。 具体的には、以下のとおりとする。 a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。 b. 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない) c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。 d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。</p> <p>2. 報酬体系 業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。 a. 執行役の報酬体系 執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。 具体的には、以下のとおりとする。 (1) 固定報酬 役位および職務内容に応じ決定する。 (2) 業績連動報酬(単年度) 役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。 全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%~120%とする。 業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%(業績連動指標100%達成の場合)とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。 (3) 業績連動報酬(中長期) 執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。 なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。 (注) 執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。</p> <p>b. 取締役の報酬体系 取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。</p> <p>3. 報酬の水準 同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。</p>
--

【固定報酬と業績連動報酬(単年度)の支給割合】

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	EV事業収益の経営計画に対する達成率				
部門評価	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>保険営業を所管する執行役</td> <td>新契約価値の経営計画に対する達成率</td> </tr> <tr> <td>上記以外の執行役</td> <td>所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価</td> </tr> </tbody> </table>	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価
保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率				
上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価				

【当該指標を選択した理由】

EV事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のEVの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】 (単位：百万円)

区分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	10	205	—	205
執行役	16	480	620	1,101
合計	26	685	620	1,306

【役員ごとの報酬等の総額】 (単位：百万円)

氏名	役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬(単年度)	業績連動報酬(中長期)
佐藤義雄	取締役会長 代表執行役	229	28	0	200
篠原秀典	取締役 代表執行役副社長	106	15	0	90

(注) 報酬総額が1億円以上である者について記載しております。
 両名とも、執行役を退任したことに伴い、上記の通り業績連動報酬(中長期)の支給が確定しております。なお、両名とも2021年7月に特別顧問に就任しております。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2021年度の業績連動報酬は、各指標の2020年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指標	目標(修正前)	目標(修正後)	実績
EV事業収益	1,862	891	2,137
新契約価値(リテール部門)	2,199	1,424	1,393
新契約価値(代理店部門)	242	184	251

(注) 新型コロナウイルス感染症を与件としたニューノーマルの時代を踏まえ、2020年9月29日の取締役会で経営計画を修正したため、各指標の目標値も上記の通り修正しました。新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況であることを踏まえた保守的な数値として設定したため、指標達成率の上限は100%としました。

c. 報酬等の決定過程

【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2021年6月14日	報酬委員会にて「報酬委員会細則の改正」、「退任執行役の報酬」を決議。「2021年度執行役の報酬」を審議。「2021年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2021年7月2日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2021年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2021年8月5日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2021年11月18日	報酬委員会に「2021年度経営者報酬調査」を報告。「業績連動指標への非財務指標導入の検討」を審議。
2021年12月21日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2022年2月10日	報酬委員会にて「昇任および新任執行役の個人別の報酬」を決議。
2022年3月2日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山下 徹 釜 和明 森 公高 片山 登志子 山本 謙三 岡 正晶	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社のすべての取締役および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより当該被保険者が被る損害のうち、「第三者訴訟」および「社員代表訴訟」の場合に、「法律上の損害賠償金」または「争訟費用」を当該被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山下 徹	株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂D Yホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜 和明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森 公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。

山本 謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
-------	---

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
山下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
釜 和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
森 公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山本 謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
岡 正晶	2018年7月3日就任 2021年8月31日辞任	取締役会5回開催、うち5回出席 監査委員会6回開催、うち6回出席	企業法務に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(3)社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

報酬等合計	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
	6	99	—

4. 基金に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	207* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である「米ドル建劣後特約付社債の発行に係るコンフォートレター作成業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は319百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

- ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等(以下、「グループ」という)における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員(以下、あわせて「所属職員」という)を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 前記 a の方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役(担当執行役員を含む。以下同じ。)以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実(子会社等における事実を含む)
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実(子会社等における事実を含む)
 - (4) 内部通報制度における通報状況(国内の子会社における通報状況を含む)
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果(子会社等を対象とするものを含む)
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記 a に掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・ 常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・ 各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・ 担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・ 監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③ 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要な費用を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)」について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
 - b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
 - d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。
 - e. 前3項および前記 a から d までの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・ 2021年度において、監査委員会と代表執行役社長および各執行役が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・ 通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・ コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・ 指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
- ・ 反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
- ・ 各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、調査広報部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・ 主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 - ① 責任準備金等の適切な積立
 - ② ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 - ③ 法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・ 主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・ 内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。
- ・ このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

2021年度における主な取組み	
法令等遵守体制 保険募集管理体制	法令等遵守体制 ・ リスクの高低を踏まえ、より効率的・効果的にリスク管理を行うことを目的とする「リスクベースのコンプライアンス管理」の強化を2021年度コンプライアンス・プログラムの基本方針とし、KRI(重要リスク指標)を用いた定量的なリスク管理およびモニタリングを実施したほか、シンプルベースに基づく、「住友生命グループ行動規範」のさらなる浸透や支社等の自律機能発揮に向けて、諸研修の実施や職員懲戒規程の周知、各支社における取組事例の共有や指導・フォローアップに取り組んだ。 保険募集管理体制 ・ 損保における保険募集管理については、元受会社と連携して募集品質の向上を図る「損保クオリティ向上運営」(2020年開始)を継続して実施したほか、新たな手続きの導入にあたっては、不正手続き等への牽制機能を強化した。 ・ 代理店における保険募集管理については、代理店処分に関する規定・マニュアルの今日的な見直しを実施したほか、外貨建保険募集に対する関心の高まり等を踏まえ、「適合性判断の基準」に関する代理店のルールを把握のうえ、代理店に取組事例等の情報提供を行った。
マネー・ローンダリングおよび資金供与対策	・ FATF審査(第4次)による指摘や関係省庁・他の金融機関等の動向を踏まえ、当社のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策に強化すべき点がないか、外部専門家の助言を受けつつ検討し、現状は問題ないことを確認した。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・ 管理職および全職員向けにハラスメント事例や内部通報事例を通知し、ハラスメントに関する注意喚起、内部通報制度の周知を図った。 ・ 内部通報についてPTを設置し分析を行った結果、行動規範に対する本質的な理解、管理職の組織マネジメント力、制度等についての指導者側の理解および新人側の理解度確認等を課題として認識し、部門横断での対応策の検討を実施した。 ・ 社外からのセクシュアル・ハラスメントに関し、お客さま訪問時のルールおよび留意事項の周知徹底を実施した。 内部通報制度 ・ 改正公益通報者保護法(指針の公表)の内容を踏まえ、情報管理の厳格化等を内容とする規定改正を実施したほか、「公益通報対応業務従事者」の設置に向けた検討を進めた。
情報開示	・ 内部統制基本方針の業務の適正を確保するための体制に情報開示に関する項目を新設した。 ・ 統合報告書についてサステナビリティに関する情報の充実を図るとともに、「サステナビリティレポート」「責任投資活動報告書」を発刊した。 ・ 消費者庁が推進する「消費者志向経営」における「消費者志向自主宣言」のフォローアップ報告書として「消費者志向コミュニケーションブック」を発刊した。

- ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。 規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。 このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。 	
2021年度における主な取組み	
適切かつ効率的な情報保存・管理	・2023年2月に予定している新東京本社への移転に向けて書類の削減、既存書類の電子化を進めた。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
- (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
- (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。 保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 危機発生時の具体的な対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。 このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。 	
2021年度における主な取組み	
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 「統合的リスク管理規程」に定める具体的なリスク管理手法等に沿って、様々なリスクを全社的な観点から統合的に評価し経済価値ベースで自己資本等と比較するなど、リスク状況を適時適切にモニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象である重要なリスクについて、新型コロナウイルス感染症など、足もとの国内外の情勢による影響も含めて、定期的に状況や影響を評価・モニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 統合的リスク管理等の取組状況は、ORSA(注)レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用している。(注) Own Risk and Solvency Assessmentの略。
グループベースでのリスク管理	・連結ベースでのリスクと経済価値ベースの自己資本との比較等によるモニタリングを行い、定期的にと取締役会等に報告した。
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対応計画に基づき、テレワークの拡大を踏まえた端末のセキュリティ強化を実施した。 国内子会社等において、サイバー演習や標的型攻撃メール訓練を実施したほか、子会社等向けのサイバーセキュリティ相談窓口を設置し、サイバーセキュリティのレベルアップを図った。 海外子会社における、コンピューターウイルス検知件数等の状況の確認、およびシステムの復旧対応や訓練などの取組みについての情報交換を実施した。
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> 「新宿事務センター」を稼働させ、「大阪一札幌ー東京」の三拠点に複線化された保険契約管理事務体制を構築し、BCP体制のさらなる高度化を図った。 子会社等の大規模災害対策、BCP対応等の実効性向上を図るため、住友生命担当部門による情報交換・サポート等を継続して実施した。

- ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 組織、事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。
- c. ITガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「ITガバナンス管理方針」に基づき、IT戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「組織規程」に定める組織、事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。 1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振り返りを実施している。 「ITガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。 「IT戦略委員会」において、IT戦略およびIT投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。 このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。 	
2021年度における主な取組み	
ガバナンス体制	・取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、役員会付議事項の見直しおよび適切な資料作成ならびに事前説明の充実を図った。
経営計画	・「SMISE中期経営計画2022」および「2021年度経営計画」の遂行状況や外部環境を踏まえ、「2022年度経営計画」を策定した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 投資案件に関するコスト効果の事前検証、モニタリング、事後評価の今日的な在り方への見直しを実施するとともに、既存経費の支出抑制等に向けて継続して取り組んだ。 システム投資については、第三者評価を継続実施し、投資コストの最適化・ガバナンスの強化のさらなる推進を図った。 導入が検討されている経済価値ベースの資本規制についてフィールドテスト等を通じて分析を行うなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の修正等を踏まえて対応を行った。

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
- (1) 法令等遵守体制
(2) 保険数理管理体制
(3) リスク管理体制
(4) 外部委託体制
(5) 内部監査体制
- b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
- (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
(2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
(3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
(4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
(5) 必要に応じて当社の役員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を策定し、各社に周知した。 グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携の上、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築した。 海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況については年2回、それ以外の子会社等の経営状況については年1回、事業企画部等の担当執行役が取締役会へ報告している。 国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する事項について定めた規程を整備させるとともに、リスク管理やコンプライアンスに関する計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 	
--	--

- 取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。
- 国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対しては各数名の取締役をそれぞれ派遣するとともに、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
- このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

2021年度における主な取組み	
グループガバナンスに関する議論の高まりを踏まえた内部統制システムの再構築の検討	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制基本方針を改正し、グループベースの経営管理体制の構築に係る事項を追加するとともに、「グループ経営管理基本方針」を新設した。 グループ経営管理基本方針に基づき、法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託管理、内部監査の各体制におけるグループベースの管理方針を新設し、グループ経営管理基本方針と合わせて子会社等への周知を行った。 グループ経営管理部門が所管する各管理方針の新設等を踏まえ、その下位規定を新設するとともに「子会社等経営管理方針」の改正を実施した。 策定したグループ経営管理基本方針および各管理方針等に基づき、子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認、具体的な管理手法および報告体制を構築した。
国内子会社等	<ul style="list-style-type: none"> 国内子会社等の経営計画の策定・振り返りを通じ、経営状況や課題への対応を確認し、取締役会等に報告した。 マルチチャネルに関わる国内子会社等のモニタリングを実施し、取締役会等に報告した。 当社からの出向役員や監査役からの報告等を通じて、国内子会社等の経営状況の把握に努めた。
海外子会社等	<ul style="list-style-type: none"> 各社の取締役会等を通じて「経営上の重要事項」や「重要な業務執行」のコントロールを行った。 各社が策定した各種計画等に対するモニタリングを通じて、その時々々の経営状況を正確に把握し、取締役会等に報告した。 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各社の販売・支払面への影響やストレステストの内容を確認した。

- ⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制
お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に書されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。 お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。 「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。 このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。 	
2021年度における主な取組み	
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> 「住友生命グループ行動規範」の浸透・実践に向け、管理職向け研修や、所属ごとのミーティングを実施した。 より良い企業文化の創生と定着に向けて各部門等の連携を図ることを目的とした、企業文化PT運営を開始し、目指すべき企業文化等について議論・共有等を行った。 収集したお客さまの声を、関連部門の視点も踏まえて分析および課題整理を行うとともに、全社的なデジタル施策の推進やお客さま意向に沿ったコンタクトに向けたお客さまアンケート内容の担当営業職員あて配信等、改善施策を実施した。
保険契約管理 保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> お客さま接点を強化する仕組みとして、ご家族登録サービスやメールアドレスの取得に取り組むとともに、非対面・非接触の意向を持つお客さま向けにはメール・LINE WORKSを通じて既契約内容を説明する仕組みを導入した。また、対面サービスの充実のため、サポートサイトのコンテンツ拡充による営業職員のデジタルコミュニケーションリテラシー向上に取り組んだ。 営業職員の携帯端末等を利用した契約変更や給付金支払の電子手続きを開始し、手続きの迅速化・簡素化に取り組んだ。 高齢のお客さまへの対応として、「認知症PLUS」にご加入いただいたお客さまのご家族あてアウトバウンドコールを実施したほか、外部有識者とのミーティングや地域包括支援センターとの関係構築を通じて外部知見の活用にも取り組んだ。 認知症給付における請求促進策(あたまた健康チェック(注)・認知症相談サポートデスク等)の適切な運用を継続して実施した。 (注)電話で行う簡単なテストで認知機能状態の経時変化確認や軽度認知障害(MCI)の可能性を判定するサービス。
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> 苦情の内容や状況に応じてより専門的な見地からの対応が求められる案件について、お客さま本位推進部のスタッフが本社担当者として直接折衝を行う、本社直接折衝体制を開始した。 募集代理店との苦情意見交換会に、苦情管理部門が参加し苦情事例を共有するとともに、苦情の未然防止のため、高齢のお客さまに対し、契約後に契約内容を直接確認するアウトバウンドコールを継続実施した。
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法の2022年4月施行に向けた、対応体制を整備した。 社外あてEメール・LINE WORKSの適切な取扱いを確認するモニタリングを月次で実施した。 コンプライアンス統括部と販売部門等で連携し、デジタルツール導入に伴う情報漏えいリスクおよび万が一の場合の対応等に関する営業職員教育を実施した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託先の選定手続き等に関して、外部委託管理部門の確認を要する事項の見直し・削減を実施し、リスクに応じた対応に改めることで実効性の向上を図った。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> 「スケジュールシッピング活動の基本的考え方」「議決権行使ガイドライン」「議決権行使結果」をホームページで公表、適宜の情報更新を行った。 株主としての議決権行使に関して、利益相反が生じる可能性がある議案につき、「利益相反管理方針」、「責任投資規程」等に則り責任投資委員会において議決権行使に係る審議を実施した。

- ⑦内部監査の実効性を確保するための体制
内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。
- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。 取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 内部監査部の担当執行役員は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役員が出席する等、その強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> 「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等 このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。 	
2021年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> 組織別監査および業務別監査を中心とした内部監査から、テーマ監査主体の内部監査へとシフトを図り、「全社的取組み」や「部門横断的に対応している課題」等を対象に、テーマ監査を実施した。 システム監査においては、一部外部委託を行い、専門性の高い分野における内部監査品質の向上を図った。 支社監査では、支社のリスク実態をより的確に把握し組織目標の達成に資するべく、準拠性検証に加え、態勢の妥当性の検証を拡大し実施した。 新型コロナウイルス感染症対応として、監査品質に留意しつつ、リモート監査と実地監査を併用して実施した。 「内部監査方針」、「内部監査規程」および「内部監査実施要領」の改正を行い、内部監査に関する規定体系を整備した。 内部監査人協会(IIA(注))が認定する「公認内部監査人(CIA)」等の専門資格の取得推進や知識・スキル向上のための研修を実施し、内部監査の専門性の維持・向上を図った。 (注)米国に本部を置くThe Institute of Internal Auditorの略称。内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2021年9月13日、総代候補者選考委員会が開催され、2023年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
 - b. 2022年1月26日、総代候補者選考委員会が開催され、2023年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2021年5月21日、審議委員会を開催し、2020年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 2021年11月22日、審議委員会を開催し、2021年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,587名のご契約者にご出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,822,043名、総代数は179名です。

<商品に関する事項>

2022年3月23日、「特定認知症状態保障特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。

- ・見当識障害がある認知症(※)に該当したと医師によって診断されたときに、特定認知症状態保障保険金をお支払いします。
- ※器質性認知症に該当したと医師によって診断確定され、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態。
- ・既存の「認知症保障特約」(軽度認知障害から認知症まで幅広く保障)に比べて保障範囲を限定することで、一生涯の認知症保障をお求めやすい保険料でご準備いただけます。
- ・健康状態に不安がある方でも、認知症に関連する持病がないなど、4つの告知項目に1つも当てはまらなければお申込みいただけます。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

中期経営計画に掲げる「社会に「なくてはならない」保険会社」を目指し、SDGs達成を通じた社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行う「スマセイ Vitality Action」を開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等をオンラインで実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
2. 子育て支援事業として、15回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から開始した全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を訪問・オンライン形式で実施しました。また、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施し、お渡しした画用紙枚数、応募作品数等に応じた金額を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付しました。
3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、本社・東京本社ビル内におけるレジ袋の提供廃止やプラスチックストローの使用中止を通じて、プラスチックごみの削減に取り組みました。また、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量ネットゼロ)の実現に向けて設定している温室効果ガス排出量削減目標について、取組みをさらに加速させるべく、2022年3月に、2030年削減目標を上方修正しました。
4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、職員が各地でボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を1992年から実施しております。コロナ禍の取組みとして、家庭の余剰食品等をフードバンク団体に寄贈するフードドライブ等、「時間・場所にとらわれない活動」を推進し、多くの職員が活動を行いました。また、全社の各推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会をオンラインで実施しました。その他、「24時間テレビ“愛は地球を救う”」に協賛し、番組公式サイトからのオンライン募金を推進しました。
5. 東海テレビ放送株式会社主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命 Vitality レディス 東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町をはじめとした地域社会の活性化を支援するとともに、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催しました。作品(似顔絵)を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載し、また、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。
6. 毎週土曜日の朝行われるコミュニティイベントである parkrun の日本における唯一のオフィシャルスポンサーとして、年齢や性別、運動能力にかかわらず、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしました。このイベントでは、どなたでも参加費無料でウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできます。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億8360万2178円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に6961万8932円、子育て支援・次世代応援事業に1億3125万2544円、地域社会関連事業に326万5662円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に846万5040円です。